

# 第 8 7 5 回 教育委員会会議録

---

---

**日時** 令和 6 年 2 月 2 0 日 (金)  
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで

**場所** 御殿場市役所 5 階大会議室

## 出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	渡邊 直子
3 番 委員	長田 光男	4 番 委員	勝又 英和
5 番 委員	杉山 ゆかり	6 番 委員	大西 孝明

## 陪席者

教育部長

教育総務課長

学校教育課長

学校給食課長

教育総務課課長補佐

社会教育課課長補佐

教育総務課副参事

西学校給食センター所長兼高根学校給食センター所長

教育施設課長

社会教育課長

社会教育課図書館調整監

学校教育課課長補佐

## 事務局

教育総務課副参事

教育総務課主事

## 議事

御教議第 2 号 令和 6 年度御殿場市一般会計当初予算について

御教議第 3 号 御殿場市教育支援センター設置条例施行規則の制定について

御教議第 4 号 御殿場市育英奨学金貸与規則の一部を改正する規則の制定について

御教議第 5 号 御殿場市育英奨学金返還支援要綱の制定について

御教議第 6 号 令和 6 年度新入学児童学用品費の入学前支給について

## 開会

---

---

教育長

本日は委員全員のご出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。  
ただ今から御殿場市教育委員会2月定例会を開会いたします。本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。

2 番 渡邊 直子 委員 と、

3 番 長田 光男 委員 をお願いいたします。

次に会期であります、本日1日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

## 教育長報告

---

---

教育長

感染症の拡大や積雪の心配をしましたが、私立高校入試及び合格発表が無事に終了しました。3月5日・6日に行われる公立高校の入試で中学3年生の進路がほぼ決まることになりました。いよいよ修了式・卒業式を意識した生活となり、年間の総まとめの時期となっています。子供たちがこの1年間の成長を実感し、達成感を持って年度末を迎えられるようにしたいと考えています。この時期の充実度が、4月からの新生活に大きく影響していきます。色々な取り組みが円滑に進むことを願っています。

小中学生の感染症の罹患状況は、1週間に1学級の割合で学級閉鎖がありますが、比較的落ち着いてきました。しかし、新型コロナの感染者数は御殿場保健所管内では増加を続けており、予断は許せない状況です。無事に卒業式にこぎつけることを願っています。

- 1月22日 部長連絡会
- 1月23日 東部地区教育長会（オンライン）
- 1月24日 静東教育事務所所長・副所長面談

教育長

年度末人事の話題と、次年度の教育関連事業の重点についての説明がありました。充実した学校経営を進めるための諸条件について、御殿場市としての要望を伝えました。

- 1月25日 教頭人事評価面談

教育長

後期の人事評価を伝えるとともに、1年間の総括及び次年度の展望について懇談しました。

- 1月26日 教頭人事評価面談
- 1月28日 静岡県書きぞめ展・御殿場地区展表彰式市

教育長

市民会館小ホールで表彰式が行われました。

- 1月29日 部長連絡会 定例記者会見 2市3町教育長会
- 1月30日 表彰審査委員会 J F A田嶋会長挨拶

1月31日 J F A アカデミー福島卒校式

教育長

---

2011年度から、東日本大震災で被災し福島から御殿場に避難して活動を続けていたJ F A アカデミー福島の活動が、今年度をもってすべて終了しました。

2月1日 公立高校のあり方地域協議会（北駿地域）

MOA美術館全国児童作品展外務大臣賞受賞者市長表敬訪問

教育長

---

高根小学校3年生 土屋琴葉さん 「鎌倉の大仏さん」

2月2日 市校長会

2月5日 部長連絡会 市議会議員当選証書付与式

2月6日 園長会 教頭・主幹教諭・教務主任研修会

2月7日 市議会議員感謝状贈呈式

2月9日 市奨学金選考会

教育長

---

今回は大学への進学希望をしている7人と専門学校への希望者1人、高校への希望者1人から応募がありました。

2月10日 新図書館等建設工事安全祈願祭

ごてんばカルチャーエキシビジョン

2月11日 御殿場市表彰式

教育長

---

今年の受賞者は、功労表彰3人、篤行表彰4団体、特別表彰1団体でした。前教育長の勝又将雄氏が教育功労で表彰されました。また、長年、文化財審議会の委員を務めていただいている土屋俊光氏が自治功労で受賞しました。多額の教育振興費をご寄贈いただいた土屋和作様のご遺族様は篤行表彰を受賞されました。

2月13日 部長連絡会 市議会全員協議会

静岡教育事務所所長・副所長面談

2月14日 試験委員会 全国報徳サミット実行委員会

社会教育功労賞市長表敬訪問 富士山豆博士認定証授与式

教育長

---

各校が輪番で、富士山学習に取り組み、富士山豆博士に原里小73人、玉穂小79人が新たに認定されました。平成18年に始まった事業が継続されています。

青少年交流の家の外部研修指導員の堀内修氏が、社会教育功労者として文部科学大臣より表彰を受けました。

2月15日 市議会臨時会

教育長

---

新議長・副議長の選出と、各種委員会の委員長が決まりました。  
福祉文教委員会は阿久根議員が委員長となりました。

2月16日 監査委員辞令交付式 定例記者会見 庁議  
大坂神楽市長表敬訪問 職員永年動続表彰

2月19日 部長連絡会 市議会定例会 市議会臨時全員協議会

2月20日 定例教育委員会 市防災会議

## 議事

---

---

教育長

それでは、はじめに事務局から一言お願いします。

教育部長

改めましてこんにちは。

今年立春を迎えた途端に降雪がありましたが、その後は、本日も含め御殿場とは思えないくらい暖かく、例年より早く「春」が訪れるのではないかと思える毎日が続いています。

さて、今自分がタブレット端末を手に行っていることを、見ていただいていると思いますが、これは私物ではなく、新に導入された個人用の端末になります。当市では、以前より、セキュリティが高く、集中管理が可能になるという利点から、職員が個々に使用する端末については、ネットワーク経由でサーバ上の、ハードディスクやOSを利用する「シンクライアント」という仕組みを導入しています。

今まで、サーバとの通信を行うための「シンクライアント端末」は、LANケーブルによる有線接続しかできない機器でしたが、この度、無線接続が可能なタブレット型の端末に更新し、各会議室に無線のアクセスポイントを設置することで、庁内の会議におけるペーパーレス化を目指しています。今後ですが、閉域網SIMに対応した無線ルータを導入し、外部での会議や、テレワークなどで使用することも考えています。

部課長から順番に更新しているため、本日は自分だけがタブレット端末を使用していますが、今月末には、全職員がタブレット端末を使用する体制が整う予定です。普段から、タブレットを使用することに慣れている、若い職員が使用することで、ますます事務の効率化が図られることを期待しています。

本日は、5件の議案を上程いたします。ご審議の程、宜しくお願い致します。

教育長

それでは、議事に入ります。

## 御教議第 2 号 令和 6 年度御殿場市一般会計当初予算について

---

---

教育長

それでは、御教議第 2 号「令和 6 年度御殿場市一般会計当初予算について」を議題といたします。

教育部長

ただ今件目となりました、御教議第 2 号「令和 6 年度御殿場市一般会計予算について」、その概要を説明いたしますので、御教議第 2 号資料をご用意ください。

教育部が所管する一般会計は、幼稚園関係予算の一部を除く 10 款・教育費となります。

1 ページをお開き下さい。このページは、令和 6 年度御殿場市一般会計歳出予算要求額の一覧です。この内、ページの中程、黄色く塗られている 10 款・教育費の歳出予算総額は、赤字で示すように 63 億 2 千万円余となり、前年度と比べ、2 億 8 千万円余、率にして 4.3% の減となりました。減額の主な要因は、御殿場小学校の校舎改修工事等の終了によります。

2 ページ、3 ページをお願いします。ここには、令和 6 年度に教育部が所管する主要事業を掲載しております。本日は、時間の都合上、この主要事業に基づき、前年度から変更があった事業について説明いたします。

番号 163 は、通常学級に配置する発達障害児等支援補助者の増員を図るものです。

番号 167 は、4 月から開所予定の不登校児童生徒のための支援拠点となる教育支援センターの運営等経費です。

番号 169 と 172 は、タブレットの有効活用や運用等を支援するための支援員を配置する事業で、前年度からの継続事業ですが、前年度設置していたスキルアップ支援員については、学校内格差の解消という当初の目的をほぼ達成したため、これを廃止し、通常の活用について更なる充実を図ります。

番号 170 は、老朽化した御殿場中学校及び原里中学校の校舎改修に係る設計業務等に要する経費です。

番号 173 は、校舎及び屋内運動場周辺の外構整備に要する経費です。

番号 177 は、青少年に科学の面白さを体験していただき、科学への興味を高めるきっかけとするための事業で、令和 6 年度は市制 70 周年記念事業として、体験ブースの他、YouTube で人気の市岡元気先生を招いて、サイエンスショーを実施します。

番号 178 は、令和 3 年度から令和 6 年度まで、静岡県が主となり、御殿場市と裾野市が協力して行う事業で、最終年度となり調査報告書を刊行します。

番号 179 は、新規事業で、令和 6 年度は基本構想の策定と整備予定地の測量等を実施します。

---

番号181は、新図書館・郷土資料館の本体建設工事を令和7年10月末まで行うと同時に、屋外整備工事などを進めてまいります。

番号183は、文化協会への補助金で、文化芸術の活性化を図るため増額するものです。

番号184は、新規事業で、令和6年度から令和7年度までの2年間で大ホールの長寿命化を図るため、改修事業を実施するものです

番号189は、南学校給食センターのPFI契約が令和7年度末で終了することから、終了後の業務継続に係る業者選定業務等に要する経費です。

なお、5ページ以降には、10款・教育費に関する予算書の詳しい内容を示す明細書を、歳入と歳出に分けて添付しておりますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

教育長

---

ただ今、御教議第2号の内容説明がなされました。  
本案について質疑を求めます。

長田委員

---

番号179の事業は、具体的にどのようなものになりますでしょうか。

社会教育課長

---

整備場所は御殿場高等学校の南側にあり、徳川家の御殿があったという伝承がある場所になります。御殿場財産区が、御殿があったとされる場所の一部を購入いたしました。面積は3400平米から3800平米ほどあり、今後この場所を広場または公園というような形で、3年間をかけて整備をしていきます。

現在、来年度にどのような広場または公園にするかという基本構想を考える準備を進めています。そして、令和7年度には実施設計を行い、令和8年度には工事、3年間で広場として整備を行い、令和9年度には、皆さんに使っていただくということで、事業を進めています。以上です。

長田委員

---

広場として整備をしていくということですが、建物や記念碑を建てるといった計画はありますか。

社会教育課長

---

先ほど、広場または公園というお話をさせていただきましたが、まだどのようなものを作ろうかという構想は、全く確定しておりません。あくまでも来年度に懇話会を策定しまして、子育て世代や高校生といった地元の方に入ってもらい、色々な方の意見を伺いながら、構想を作っていきたいと考えています。



長田委員

この事業は、御殿場財産区で行う事業なのか、市が行う事業なのか疑問がありまして、その辺の見解を教えてください。

社会教育課長

この場所は、御殿場という地名の発祥となった場所です。現在は御殿場財産区が土地を所持していますが、これは市が行うべき事業だと考えております。土地の権利を御殿場財産区が持っていて、その場所をお借りしながら市が整備を進める予定です。

この場所が御殿場の地名の発祥の地であり、御殿場のまち作りが始まったということ、市民に知っていただくために、御殿場財産区のお力を借りながら進めていきたいと考えております。以上です。

長田委員

3400平米の土地を買い取るのではなく、借りるという方向なのでしょうか。

社会教育課長

市が買い取るとしますと、多額のお金がかかります。買い取った場合は、それなりの費用がかかってしまいます。しかし、無償でお借りできる可能性が高いため、御殿場財産区の力を借りた方がよろしいのではないかと考えております。

長田委員

市が財産区から土地を借りているという事例はありますか。

社会教育課長

陸上競技場を例に挙げますと、玉穂財産区の土地を借りています。市内の多くの公共施設で、財産区の土地を無償で借りています。

今回の事業は、財産区から土地を購入するということができないことはないですが、無償で借りることができる可能性が高いため、土地を購入する意味がないのではないかと考えます。

予定では、3年間で1億5000万円もの事業費がかかる想定ですが、御殿場財産区から、多大な協力をさせていただけるとのことでした。全てを財産繰入金で対応していただけるということを約束しておりますので、現状のまま進めた方が良いのではないかと考えています。

長田委員

1億5000万円の事業費を想定しているということは、単なる公園ではないということでしょうか。

社会教育課長

まず、基本構想作るためには、業者委託が必要になります。そして、測量や造成設計、造成工事、実施設計にも費用がかかります。最後に、広場の整備工事するには多額なお金がかかりますし、今後、それをどのように市民に周知をするかという中で、デジタルを活用したものも使っていくことも考えております。

これから、基本構想を市民の皆さんと一緒に考えていきますので、申し上げた内容は変わるかもしれません。最低でも駐車場整備であったり、トイレを設置したり、市民の皆さんが、こういったものが欲しいよといった場合には、我々が想像している以上の費用がかかる可能性はあるという認識でおります。以上です。

教育長

この事業は、長年にわたって調査を行っていた場所であり、具体的にどのような形で整備していくのか考えていこうというのが、現在の状態になります。

長田委員

現在は、どのような土地なのですか。

社会教育課長

かなり木々が植わっております。

また、先ほど教育長が申し上げた通り、令和2年度と3年度に、御殿の跡があるのではないかとということで、土地の一部の試掘調査を行いました。当時の遺構は見つかりませんでした。そういったことも含めて検討していきたいと思えます。

渡邊委員

164の「魅力ある学びづくり推進事業」の中で、学年事務補助者の経費が、昨年度と比較して減額になっている理由は为什么呢。

学校教育課長

県で雇用しているスクールサポートスタッフという、学年事務補助者と内容的には同じことをサポートしていただいている方がいます。以前は、スクールサポートスタッフはいませんでした。現在は各学校に約20時間程度、配置ができていますので、こちらの「魅力ある学びづくり推進事業」を縮小しまして、その代わりに発達支援補助者の方に予算を回しているという状況でございます。

渡邊委員

スクールロイヤーについてなのですが、くらしの安全課で弁護士さんに相談できる環境があるということを伺いました。身近に弁護士さんがいることで、相談をする際のハードルが下がっていると思います。

スクールロイヤーを設置していただけると、より相談しやすい環境が整うと思うのですが、このことについて、どのようにお考えでしょうか。

学校教育課長

弁護士に相談することは、1年間通じてあるかないかという、レアなケースかと思えます。弁護士に相談する敷居を少しでも下げるようなアナウンスを、各学校にさせていただきたいと思えます。

勝又委員

科学博物館という構想があると思のですが、次年度予算では確保していないのでしょうか。

教育部長

まだ詳しい話が決まっておらず、特に教育関係がどうなるか全く分かっていない状況になります。今後、補正予算が編成されるかもしれませんが、詳細な情報が出てくると思えます。

教育長

昨日の市政方針演説では、市長直轄事業になるとのことでした。

教育部長

企画部等の予算になるのではないかなと思えますけれど、教育委員会が関係するようであれば、このような動きがありますということを、ご報告させていただきたいと思えます。

教育長

ほかに質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第2号「令和6年度御殿場市一般会計当初予算について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第3号 御殿場市教育支援センター設置条例施行規則の制定について

---

教育長

それでは、御教議第3号「御殿場市教育支援センター設置条例施行規則の制定について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第3号につきまして内容を説明いたします。お手元の議案書の3ページおよび御教議第3号資料をご覧ください。資料1ページが概要資料2ページから6ページは規則案となります。

資料の1ページをご覧ください。まず1の概要ですが、昨年10月の定例教育委員会において、御殿場市教育支援センター設置条例案について承認をいただき、市議会12月定例会において議決されましたので、このたび条例施行に必要な事項を規則で定めるものです。

次に、2の内容について説明いたします。括弧1の開所についてですが、令和6年4月1日から土日祝日、年末年始を除き午前9時から午後4時までとなります。

括弧2の開室予定についてですが、開室時間内の午前9時30分から午後2時30分までを通級時間とし、令和6年度につきましてはゴールデンウィーク明けの5月7日から、児童生徒の受け入れを行う予定です。これに先立ち、見学や体験の受け入れを開始します。

括弧3の職員についてですが、所長は学校教育課長をもって、管理運営方針の決定、職員の指揮監督を行います。主任指導員は、所長の命を受けて、センターの管理運営を統括し、センター業務に当たるとともに、職員に必要な指導命令を行います。活動指導員は上司の命令を受けて、センター業務を行うとともに、上司を補佐します。この他、既存の地域教育相談員と活動支援員が学習支援や活動支援に従事します。

括弧4の入級対象者についてですが、市内小中学校に在籍、または市内に居住する義務教育段階の不登校児童生徒となります。

括弧5の入級の流れについて説明いたします。まず入級を希望する場合は、入級相談・見学・体験の後、保護者から学校に入級願を提出していただきます。それを受けて学校が審査し、適当と認めた場合、教育委員会に入級申請書を提出します。それを教育委員会が審査し、適当と認めた場合、学校と保護者にそれぞれ入級許可通知を送ります。

括弧6の通級期間についてですが、入級した日から年度末までとし、翌年度については改めて状況を見ながら、引き続き通級を行う場合は、先ほどの流れで入級手続きを行います。状況が改善されるなどした場合、年度中途の退級も可能です。

---

次に、3の施行日は、開所となる令和6年4月1日となります。

4の今後の予定ですが、資料とあわせて案内チラシを参考に配布させていただきましたが、規則の制定手続きと並行して、学校関係者への説明や児童生徒への案内の配布などを行い、現在問い合わせ等に対応しているところです。4月に学校を通じて、入級希望者の確認を行いながら行いながら、見学・相談・体験等の実施、4月下旬に入級手続きを開始し、5月の連休明けから開室予定となります。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

---

ただ今、御教議第3号の内容説明がなされました。  
本案について質疑を求めます。

勝又委員

---

職員の人数ですが、管理運営を行う主任指導員を除くと、4名しかいませんが、現在想定されている入所数はどれくらいになりますでしょうか。不登校児童生徒を全部入れたら、とても4人では運営しきれないと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

学校教育課長

---

不登校のお子さん全てが利用するかどうかについては、そこまで人数は多くならないのではないかと考えています。

現在、けやき館で実施している適応指導教室を利用されている児童生徒さんは、10人以下ですので、最初は10人前後でスタートするのではないかと考えております。

また、学期が進むにつれて、入級の相談が少しずつ増えてくるかと思えますけれども、多くても1度に入るおさんは20名程度ではないかなと思っております。以上です。

勝又委員

---

20名を4人で指導するというのでしょうか。

学校教育課長

---

20名といっても、同じ時間帯で一度に20名が利用するわけではないと思います。終日利用するお子さんもいれば、午前中のみ、午後のみ利用する方もいると思います。

活動については、一斉授業ではなく、それぞれが個別で学習をしていきますので、指導員が個別に子供たちのところを回りながら、学習の進捗状況等に応じて、サポートしていくということであれば可能かと思えます。

併せて、体験活動であれば、軽スポーツがありますが、こちらの方については

---

集団で行うものになりますので、人数的には4名いれば、おそらく対応は可能ではないかと思えます。

長田委員

---

2ページの施行規則の第5条の2のところで、第5条の1の、市内の小中学校在籍する不登校児童生徒が入級対象者であるということは理解できるのですが、2の「前号に掲げる者のほか、市内に居住する不登校児童生徒」はどのように解釈すればよいのでしょうか。市外から通っている子や、私立学校に通っている子、外国人の子も該当するのでしょうか。誰も取り残さないという考え方であれば、このような規定は理解できます。

また、この規定にフォローする形で、3ページ目の4に「第3項の規定にかかわらず、第5条第2号に規定する入級対象者に係る入級手続きは、教育委員会が別に定める。」とありますが、誰でも入級できてしまうのでしょうか。どの範囲までが入級対象者であるのか、教えていただきたいです。

学校教育課長

---

まず前提となるのは、学校に行けていない不登校のお子さんであるということになります。私立に通われていて、不登校になってしまっている市内のお子さんもちの支援センターを利用することが可能です。外国籍のお子さんについても、学校に通っていて不登校になっているお子さんが、支援センターを利用することが可能です。学校へ通っていて、不登校になっているお子さんが、入級対象者であると解釈していただければと思います。

渡邊委員

---

養護教諭や看護師の巡回は計画にはないのでしょうか。

学校教育課長

---

現在のところは、養護教諭等の配置までは想定しておりません。必要性が出てきた時に、検討させていただきたいと思えます。

教育長

---

ほかに質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

---

ご異議がないようですので、御教議第3号「御殿場市教育支援センター設置条例施行規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第4号

### 御殿場市育英奨学金貸与規則の一部を改正する規則の制定について

## 御教議第5号

### 御殿場市育英奨学金返還支援要綱の制定について

---

---

教育長

御教議第4号と第5号につきましては、関連がございますので、一括で審議を行いたいと思います。

それでは御教議第4号「御殿場市育英奨学金貸与規則の一部を改正する規則の制定について」、御教議第5号「御殿場市育英奨学金返還支援要綱の制定について」説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第4号につきまして、内容説明をいたします。お手元の議案書4ページと、御教議第4号資料ご用意ください。

今回ご審議をお願いいたしますのは、1月の協議会にて支援内容を協議させていただきました育英奨学金の返還支援を行うに必要な関係例規の整備でございます。

1の例規整備の内容ですが、奨学金返還不安を解消し、御殿場市への定住を促進するため、御殿場市育英奨学金貸与規則を改正するとともに、返還支援を行うための要綱を新たに作成するものです。

続きまして2の規則の一部改正の内容ですが、こちらは御教議第4号関係となりますが、新たに13条を追加し、返還支援を行うことができる規定を定めるものです。

併せて奨学金借用時に提出する借用契約書の様式について、名称変更や、借用書として適正な内容となるように改正いたします。

加えまして、応募資格の3年以上住所を有するとの規定は、居住年数を理由に教育上必要な支援を行わないのは、規則の目的に照らして適切とはいえないことから修正をいたします。

また、奨学金の貸与者審査に当たり、市税の滞納の有無を内部的な判断基準の一つとしておりましたが、規則に定めることで、奨学金の応募者にも認識してもらうことを目的として改正するものでございます。

規則の改正内容は以上となります。

続きまして3の要綱の制定につきまして、こちら御教議第5号関係となりますが、先月の協議会をお示しいたしました内容を、要綱として明文化したものです。

具体的には、市に住民登録あり、市税や奨学金に滞納がない者を対象といたしまして、返還計画額の2分の1を申請により免除するもので、納付すべき額をあらかじめ減額することで支援を行うものです。

なお、協議会でお示しいたしました内容の一部を変更しておりまして、対象者

---

から公務員を除くという規定につきまして、規定として定める意義に関するご意見を協議会の際にいただきましたので、それを受けまして削除しております。

これについて詳しくご説明いたしますと、国が定める奨学金支援要綱に公務員を除くことありまして、公務員以外への奨学金支援額は特別地方交付税の対象となることから、当初は要綱にならった条件として作成をしておりましたが、国への報告の際に支援額の中から、公務員分を除いて計算することで対応できますので、市としましては、ご意見をいただいたこともありますので、公務員を対象にすることといたしました。

続きまして4の制定（改正）例規ですが、具体的な例規の内容を該当するページに記載しておりますので、よろしければご確認いただければと思います。

さらに5の適用日ですが、令和6年4月1日の施行とさせていただいております。協議会の際に、制度周知の時期はもっと早い方がいいのではないかというご意見をいただきましたので、支援要綱を施行の4月に、ホームページにて制定をしたということをお知らせいたします。そして手続きの詳細につきましては、改めて12月に周知いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

---

ただ今、御教議第4号、5号の内容説明がなされました。  
本案について質疑を求めます。

教育長

---

ご異議がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

---

ご異議がないようですので、御教議第4号「御殿場市育英奨学金貸与規則の一部を改正する規則の制定について」、御教議第5号「御殿場市育英奨学金返還支援要綱の制定について」を原案どおり承認することに決しました。



御教議第 6 号  
令和 6 年度新入学児童学用品費の入学前支給について

---

教育長

それでは、御教議第 6 号「令和 6 年度新入学児童学用品費の入学前支給について」を議題といたします。本案については非公開といたしますので、関係者以外はご退席の方をお願いします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 6 号につきまして、内容説明をいたします。

(内容説明)

教育長

ご異議がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 6 号「令和 6 年度新入学児童学用品費の入学前支給について」を原案どおり承認することに決しました。

## その他・閉会

---

---

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 2 月定例会を閉会といたします。

午後 2 時 3 0 分 閉会

---

## 会議録署名人

---

---

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

2 番委員

---

3 番委員

---